

Q1 受水槽とは？

A 受水槽とは、水を貯める容器のことです。

ビル・マンションなどの建物は、水道局が供給する水を一度受水槽に受け、利用者に給水しています。

受水槽から利用者の蛇口までは、建物の所有者が責任を持って管理する必要があります。



床上式

水槽の上面、下面及び側面の6面が外部から点検できるもの



ピット式

床上式と同様の水槽が、建築物の地下ピット内に設置されたもの

Q2 必要な管理とは？

A 次の項目が必要な管理です。

- ①届出 (横浜市ホームページから様式をダウンロードできます)
 - ・給水開始届出: 建物使用開始後 (給水開始後)、速やかに届出をしてください。
 - ・変更届出: 施設又は給水開始届出書の内容に変更があったときに届出をしてください。

※ 一戸の家庭で利用している受水槽は、届出の必要はありません。

②受水槽の清掃

- ・毎年1回以上定期的に

③管理状況の定期検査の受検

- ・毎年1回以上定期的に (8m³ 以下で設置形態が「ピット式」又は「床上式」受水槽は対象外です。)

④管理状況の定期検査の結果報告

- ・受検後、結果を速やかに福祉保健センターへ報告

⑤自己点検の実施、報告 (③の対象外施設のみ)

- ・受水槽の清掃実施後、施設点検を実施
- ・点検後、結果を速やかに福祉保健センターへ報告

⑥施設が汚染された場合

- ・給水を停止
- ・利用者に水を飲まないよう周知
- ・直ちに福祉保健センターへ連絡

Q3 管理状況の定期検査とは？

A 管理についての専門的な知識をもつ者が施設を見て受水槽の状態等をチェックする検査のことです。

①簡易専用水道 ②有効容量が8m³ を超える小規模受水槽水道 ③有効容量が8m³ 以下の「地下式受水槽等」の設置者の方は、毎年1回以上定期的にこの検査を受けなければなりません。右の表の検査機関へ申し込んでください。

Q4 管理状況の定期検査の内容は？

A 検査では次の項目をチェックします。

○水槽の周囲の状況

- ・ごみ汚物等の有無
- ・施設周囲のたまり水の有無

○水槽の状況

- ・亀裂、漏水の有無
- ・水中、水面の異常な浮遊物の有無

○マンホールの状態、防虫網の有無

○簡易な水質検査

- ・色、濁り、臭い、味、残留塩素

○帳簿書類の確認

- ・設備の配置図、給排水系統図、清掃記録

などの項目を検査します。

- ※ なお、受検した結果、水の供給について特に衛生上問題があった場合には、不適事項について速やかに対策を講じて改善していただくとともに、直ちに当該区の福祉保健センターまで御報告くださいますようお願いいたします。

Q5 清掃・水質検査の依頼先は？

A 最寄りの清掃業者・水質検査業者が不明のときは、次の専門の団体へお問い合わせください。

○受水槽の清掃は

※ 市長又は県知事の登録事業者 (建築物飲料水貯水槽清掃業者) で組織されている団体

- (一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会 (641)2802
- (公社) 神奈川県生活水保全協会 (830)5720
- (一社) かながわ貯水槽管理協会 (370)8020

○水質検査は

※ 市内の、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

- (株) 総合環境分析 (929)0033
- (株) 保健科学研究所 (624)8680

《検査機関リスト》

令和7年6月1日現在

各区分において、給水管理適合施設表示制度協定機関として横浜市と協定を締結している検査機関を掲載しています。

○簡易専用水道…受水槽の有効容量が10m³を超える施設

検査機関名	検査区域
(公財) 神奈川県予防医学協会 (773)6444	横浜市 内 全 域
(一財) 北里環境科学センター 042(778)9208	
(一社) 神奈川県保健協会 (661)0975	
(一財) 東京顕微鏡院 042(525)3186	
(一社) 神奈川県貯水槽協会 0467(83)0605	
(株) 江東微生物研究所 03(3671)5941	
日本理化サービス(株) 03(6892)0505	
(株) 日本分析 03(5914)4431	
(一財) かながわ水・エネルギーサービス 042(768)4222	

※ 検査手数料は各検査機関へお問い合わせ下さい。

※ 他にも簡易専用水道の検査が可能な機関がございますので、詳しくは国土交通省の WEB サイトをご覧ください。

○小規模受水槽水道…受水槽の有効容量が10m³以下の施設

(管理状況の定期検査は「地下式受水槽」及び8m³ 超の施設が対象)

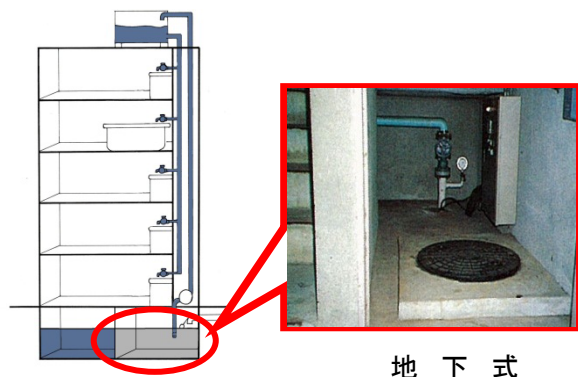
検査機関名	検査手数料	
	現場検査	書類検査
(一社) 神奈川県保健協会 (661)0975	11,970 円	3,500 円
(公財) 神奈川県予防医学協会 (773)6444	16,500 円	3,630 円
(一社) 神奈川県貯水槽協会 0467(83)0605	15,000 円	5,000 円
(一財) 北里環境科学センター 042(778)9208	15,000 円	4,000 円
(株) 江東微生物研究所 03(3671)5941	17,600 円	5,500 円
(株) 日本分析 03(5914)4431	18,700 円	3,300 円
(一財) かながわ水・エネルギーサービス 042(768)4222	15,000 円	3,000 円

※ 書類検査: 現場検査で管理が良好と判定された施設は、次の検査に限り、書類検査を受けることができます。

Q6 地下式受水槽等とは？

A 次のような受水槽をいいます。

- 建築物の天井や底、壁と兼用している受水槽（下図）
- 受水槽が建築物の外にある場合で、地面と接しているか、全部（一部）が埋設されている受水槽



Q7 検査結果が良好だと？

A 給水管理適合施設として表示することができます。

管理状況の定期検査の結果が良好な施設は、横浜市と協定を結んだ登録検査機関*から給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付します。利用者や使用者などの皆様に管理状況が良好なことがわかるよう、施設のエントランスなどに掲示していただけるようになっています。（※検査機関リスト参照）

表示マーク



表示期限シール

Q8 管理が適正に行われないと？

A 次のようなことが起きます。

ケース1 蛇口から虫が出る。

原因:防虫網のないオーバーフロー管からユスリカが入り増殖、その結果蛇口からユスリカの幼虫が出てきました。

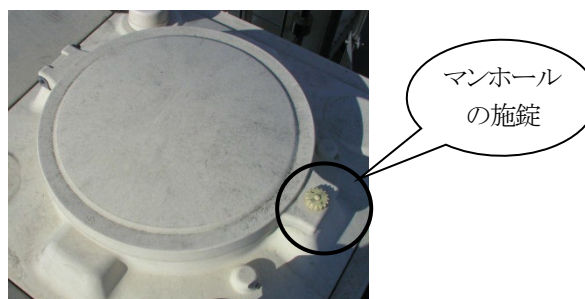
対策:防虫網を定期的に確認してください。



ケース2 高置水槽のマンホールにフタがない。

原因:施錠されていなかったため、風でフタがはずれました。

対策:マンホールのフタは施錠し、防水密閉性を定期的に確認してください。



受水槽

受水槽を設置した方へ

Q&A